

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第 66 号）第 5 条第 1 項により、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 号に掲げる小型機船底びき網漁業（県内船）につき、山形県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 3 年 7 月 1 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型機船底びき網漁業（県内船）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第一種漁業 (機船手繰網漁業)	機船手繰網	操業区域 (別記の操業区域をいう。)	9月1日 から翌年 6月30日 まで	定めなし (ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること)	15トン未満	0	1 山形県内に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者 3 その他の小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を有しない者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 操業区域

山形県沖合海面の最大高潮時海岸線から7,400メートル以遠及び飛島の周囲5,600メートル以遠の海域とする。